

令和3年8月2日

霧島市商工会 会員 各位

霧島市商工会

霧島市発行「コロナ対策商品券」「プレミアム付宿泊施設利用券」 「出産祝商品券」取扱店募集について

大暑の候、貴事業所益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当会業務にあたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、霧島市では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費需要を喚起・下支えすることを目的に商品券事業を実施することとなりました。商工会では取扱店募集と商品券販売及び換金業務を実施いたします。

つきましては、商品券取扱事業所の募集をさせていただきます。取扱いを希望される事業所は商品券取扱店申込書にご記入の上、8月13日(金)までに霧島市商工会へご提出（FAX可）下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回の商品券は業種により取扱いできる商品券が異なります。詳細は要領等をご確認の上、飲食業、宿泊業、タクシー業、運転代行業の方につきましては、「申込書」と併せて「同意書」をご提出（FAX可）頂きますようお願いいたします。

なお、8月13日(金)までに提出がない場合は、取扱店舗一覧のチラシ等への掲載ができませんのでご了承下さい。

【申込先】

霧島市国分地区 ⇒ 霧島商工会議所（☎45-0313）へお問合せ下さい

上記以外の地区 ⇒ 下記記載の店舗所在地商工会事務所へFAXにてお申込み下さい

隼人本所FAX：42-2129 ・ 溝辺支所FAX：59-2974 ・ 福山支所FAX：56-2925

牧園支所FAX：76-1988 ・ 横川支所FAX：72-1360 ・ 霧島支所FAX：57-0167

【商品券換金等について】

- ・ 換金日：毎週水曜日（予定）
- ・ 換金場所：霧島市商工会本所及び各支所・霧島商工会議所
※取扱店登録を行った場所になります。
- ・ 換金手数料：なし
- ・ PR関連品：ステッカー（無料）

のぼり旗（旗・ポールセット） 価格1セット 税込300円

※それぞれの商品券で利用期間が異なりますのでご注意ください。

※後日取扱店説明会を開催いたします。のぼり旗の代金はその際にお支払いください。

■商品券発行事業概要

①プレミアム付商品券（コロナ対策商品券）

- ・発行額 総額 10 億 4 千万円（見込み）
- ・販売価格 1 冊 10,000 円で販売（券面額 13,000 円、30%プレミアム付）
- ・商品券内容 額面 1,000 円×12 枚、500 円×2 枚綴り
※1,000 円券のうち、6 枚は大規模店舗では使用できない
※500 円券 2 枚は、「飲食店」「タクシー」「運転代行」のみで使用可能
- ・購入限度額 1 人 4 冊
- ・販売期間 令和 3 年 10 月 3 日（日）～令和 3 年 10 月 29 日（金）※事前申し込み要
- ・使用期間 令和 3 年 10 月 3 日（日）～令和 4 年 2 月 28 日（月）
- ・換金期間 令和 3 年 10 月 13 日（水）～令和 4 年 3 月 23 日（水）（毎週水曜日を予定）

②生活支援商品券（コロナ対策商品券）

- ・発行額 総額 6 千 300 万円（見込み）
- ・配布対象 住民税非課税世帯
- ・配布額 1 世帯に 1 冊（券面額 3,000 円）
- ・商品券内容 額面 1,000 円×3 枚
※1 冊 1,000 円×3 枚のうち、1 枚は大規模店舗では使用できない。
- ・配布期間 令和 3 年 9 月 29 日（水）～令和 4 年 2 月中旬（簡易書留による配布）
- ・使用期間 令和 3 年 10 月 3 日（日）～令和 4 年 2 月 28 日（月）
- ・換金期間 令和 3 年 10 月 13 日（水）～令和 4 年 3 月 23 日（水）（毎週水曜日を予定）

③プレミアム付宿泊施設利用券

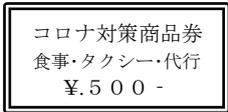
- ・発行額 総額 2 千 500 万円（見込み）
- ・販売価格 1 冊 2,000 円で販売（券面額 5,000 円、150%プレミアム付）
- ・商品券内容 額面 1,000 円×5 枚綴り
※登録された宿泊施設でのみ使用可能
※1 冊 1,000 円×5 枚のうち、1 枚は「タクシー」「運転代行」も使用可能
- ・購入限度額 1 人 4 冊
- ・販売期間 令和 3 年 10 月 3 日（日）～令和 3 年 10 月 29 日（金）※事前申し込み要
- ・使用期間 令和 3 年 10 月 3 日（日）～令和 4 年 2 月 28 日（月）
- ・換金期間 令和 3 年 10 月 13 日（水）～令和 4 年 3 月 23 日（水）（毎週水曜日を予定）

④出産祝商品券

- ・発行額 総額 3 千 90 万円（見込み）
- ・支給対象 令和 3 年 4 月 2 日から令和 4 年 4 月 1 日までの間に出生した乳児で、出生後、本市の住民基本台帳に記録された乳児
- ・配布額 1 世帯に 3 冊（券面額 30,000 円）
- ・商品券内容 1 冊額面 1,000 円×10 枚 3 冊
※全取扱店で使用可能
- ・配布期間 令和 3 年 9 月 29 日（水）～令和 4 年 5 月上旬（簡易書留による配布）
- ・使用期間 令和 3 年 10 月 3 日（日）～令和 4 年 7 月 31 日（日）
- ・換金期間 令和 3 年 10 月 13 日（水）～令和 4 年 8 月 17 日（水）（毎週水曜日を予定）

【令和3年度霧島市商品券事業 発行商品券の概要】

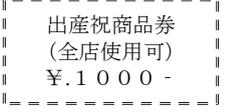
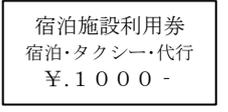
今回の商品券事業については下記の通り数種の商品券が発行されます。業種ごとに取扱商品券が異なりますので、ご一読の上、お申し込みください。

◆プレミアム付商品券 (1冊13,000円分) 枚	 ×6枚	 ×6枚	 ×2枚
◆生活支援商品券 (1冊 3,000円分)	 ×2枚	 ×1枚	
◆プレミアム付宿泊施設利用券 (1冊 5,000円分)	 ×4枚	 ×1枚	
◆出産祝商品券 (1冊10,000円分)	 ×10枚		

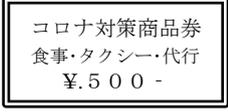
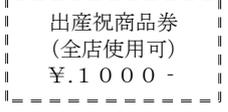
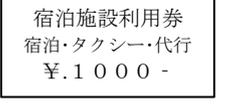
■ 「飲食業」の方が取り扱うことができる商品券

			
---	---	--	---

■ 「宿泊業」の方が取り扱うことができる商品券

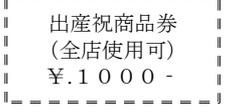
				
---	---	---	--	---

■ 「タクシー・運転代行業」の方が取り扱うことができる商品券

				
---	---	---	---	---

■ 「上記以外の業種」の方が取り扱うことができる商品券

※大規模小売店舗は「プレミアム商品券 (大規模店以外)」は使用不可

		
---	---	--

令和3年度霧島市商品券事業 取扱店申込書及びのぼり旗発注書

申込先	霧島市国分地区 ⇒ 霧島商工会議所（☎45-0313）へお問合せ下さい 上記以外の地区 ⇒ 下記記載の店舗所在地商工会事務所へお申込み下さい
-----	---

 霧島市商工会 電話 0995-42-2128

隼人本所 F A X : 42-2129 ・ 溝辺支所 F A X : 59-2974 ・ 福山支所 F A X : 56-2925

牧園支所 F A X : 76-1988 ・ 横川支所 F A X : 72-1360 ・ 霧島支所 F A X : 57-0167

◆令和3年度霧島市商品券の取扱いを希望します。

飲食業 宿泊業 タクシー・運転代行業 左記以外

該当する業種に☑をお願いいたします。

飲食業・宿泊業・タクシー業・運転代行業に該当する方は、別途「同意書」をご提出下さい。

「同意書」の提出がない場合は当該商品券の取扱いが出来ませんのでご注意下さい。

◆令和3年度霧島市商品券のぼり旗を

申し込みます（ ）本×税込300円 申し込みません

※商工会員の方は太枠内のみご記入下さい。商工会員で無い方はすべてご記入下さい。

市内に複数店舗ある場合はそれぞれの店舗ごとに本申込書をご提出頂きますようお願いいたします。その際のぼり旗の注文は1店舗にまとめて記載いただいても結構です。

事業所名			
店舗所在地			
担当者名	TEL		
	FAX		
広報掲載店舗名	※ホームページ・チラシ等への掲載店舗名が上記事業所名と異なる場合のみ記載下さい		
代表者名	業	種	
主な販売品目	従	業	員 数 名
本店所在地等	年	商	万円

※8月13日（金）までにご提出ください

締切日以降も申込みは受け付けますが、取扱店舗一覧のチラシ等への掲載はできませんのでご了承下さい。最新の取扱店名簿は随時ホームページにて公開いたします。

飲食業・宿泊業・タクシー業・運転代行業の方は、申込書と一緒に必ずご提出ください

(FAX 可)

霧島市商工会 御中

令和3年度霧島市商品券事業 取扱店申込に係る同意書

※下記をご一読の上、該当する□にチェック(✓)を入れてください。

【飲食業の方】

- 当社は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。

【宿泊業の方】

- 当社は、宿泊業者であり、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を得ております。または、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出を行っております。

【タクシー業の方】

- 当社は、一般乗用旅客自動車運送事業者であり、道路運送業（昭和26年法律第183号）第4条の許可を得ています。

【運転代行業の方】

- 当社は、自動車運転代行業者であり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条に規定する認定を都道府県公安委員会から受けています。

上記内容に相違ありません。内容に虚偽があった場合、取扱い登録が取り消されることに同意します。

令和 年 月 日

事業所名： _____

住 所： _____

代 表 者： _____ 印